

設立に認可を要する法人に関する
行政評価・監視
結果に基づく勧告

平成26年6月

総務省

前 書 き

我が国の法人には、学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合等、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下「設立認可法人」という。）が存在する。

設立認可法人が行う事業は、国民一般を対象とするものもあれば、特定の業を営む者を対象とするものもあり多様であるが、概して公的な性格を有している。また、設立認可法人には、法人税の減免を始めとして税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金、委託費、交付金が交付され、又は負担金が支出される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多い。このようなことから、設立認可法人については、公的な性格を有する事業の担い手として、健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる（「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、医療法人や社会福祉法人の財務状況の健全性や透明性の確保について言及されている。）。

近年、設立認可法人における経営破綻等の発覚や財務状況の不透明性に対する指摘がみられる。その一方で、行政庁による設立等の認可の審査の実態や、組織及び業務の運営に対する指導監督の実施状況、設立認可法人の業務実績については、必ずしも明らかとなっていない。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターを対象に調査を行い、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として実施したものである。

目 次

1	今回調査対象とした設立認可法人の概要	1
2	調査の視点	9
3	社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し	12
4	医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底	14
5	設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化	16

1 今回調査対象とした設立認可法人の概要

我が国では、法人は民法（明治29年法律第89号）その他の法律の規定によらなければ成立しない（同法第33条第1項）。また、我が国の法人には、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下、このような法人を総称して「設立認可法人」という。）が存在する。設立認可法人が行う事業は、国民一般を対象とするものもあれば、特定の業を営む者を対象とするものもあり多様であるが、概して公的な性格を有している。また、設立認可法人には、法人税の減免を始めとして税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金、委託費、交付金が交付され、又は負担金が支出される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多い。

今回調査対象としたのは、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある表1の8種類の法人及びその所轄庁（注1）である。

（注1）地方厚生（支）局長が所轄庁となっている医療法人及び地方厚生局長が所轄庁となっている社会福祉法人は、厚生労働大臣の所管の法人として記載している。

また、学校法人の一部については都道府県知事が、社会福祉法人の一部については都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は指定都市の長が所轄庁となっているが、これら所轄庁による設立等の認可は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する「第一号法定受託事務」）に該当することから、地方公共団体を通じて所管大臣による適正な処理が確保されているかとの観点から、都道府県知事が所轄庁の法人も今回調査対象とした。

表1 今回調査対象とした8種類の設立認可法人、その所轄庁等

法人類型	設立・監督の根拠法	設立の目的	所轄庁	所管法人数 (注1)
学校法人	私立学校法（昭和24年法律第270号） 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）	私立学校の設置	文部科学大臣（私立大学又は私立高等専門学校を設置する学校法人）	671 (16)
	都道府県知事（私立大学等以外の私立学校のみを設置する学校法人）		7,272 (15)	
医療法人 (注2)	医療法（昭和23年法律第205号）	病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護	厚生労働大臣（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人）	967 (29)

		老人保健施設の開設	※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生（支）局長に委任	
社会福祉法人 (注2)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	社会福祉事業の実施	厚生労働大臣（2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う社会福祉法人） ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生局長に委任	403 (35)
			都道府県知事	5,245 (17)
健康保険組合	健康保険法（大正11年法律第70号）	健康保険の保険者として、組合員である被保険者の保険を管掌	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生（支）局長に委任	1,420 (31)
厚生年金基金 (注3)	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）	加入員への老齢年金給付の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生（支）局長に委任	556 (28)
国民年金基金 (注4)	国民年金法（昭和34年法律第141号）	加入員への老齢年金給付の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生（支）局長に委任	地域型 47 (9) 職能型 25 (7)
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）	加入者への老齢給付金の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生（支）局長に委任	603 (26)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）	廃棄物の海面埋立てによる広域的処理及びこれによる港湾の整備	環境大臣及び国土交通大臣	1 (1)

(注) 1 「所管法人数」は、平成25年4月1日現在（ただし、学校法人は25年5月1日現在）である。

また、（ ）内は、今回当省が調査した法人数である。

- 2 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）により、2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可等に係る事務・権限は、「自治事務」として都道府県に移譲することとされている。また、地方厚生局長が所轄庁である社会福祉法人の定款の申請及び認可等に係る事務・権限は、「法定受託事務」として都道府県に移譲することとされている。

- 3 厚生年金基金は、公的年金たる厚生年金保険の一部を国に代わって支給（代行給付）することを特徴としているが、資産運用状況の悪化等から、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない法人の問題が顕在化し、さらに、平成24年2月の投資顧問会社による年金資産消失問題の発覚により、この問題が深刻化した。このような事態を受けて、厚生年金基金から他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うものとして、平成25年6月に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）が公布された。同法の施行により、平成26年4月以降は厚生年金基金の新設を行うことができなくなるほか、5年間の時限措置として、解散等に係る特例措置が講じられた。

なお、当該法律による厚生年金保険法及び確定給付企業年金法の一部改正により、両法における厚生年金基金に係る規定は削除された。

- 4 国民年金基金には、「地域型基金」と「職能型基金」とがある。地域型基金は、当該基金の地区内に住所を有する国民年金第1号被保険者をもって都道府県に1個組織される。また、職能型基金は、同種の事業又は業務に従事する国民年金第1号被保険者をもって同種の事業又は業務につき全国で1個組織される。

- 5 広域臨海環境整備センター法において、設立される法人の数は限定されていないが、同法施行後、認可を受けて設立されたのは大阪湾広域臨海環境整備センターのみである。

次に、これら8類型の設立認可法人ごとに、所轄庁による認可や監督に関する事務・権限を整理した結果は、表2のとおりである。

表2 今回調査対象とした8類型の設立認可法人に対する所轄庁による認可や監督に関する事務・権限

法人類型	事務・権限	審査基準
学校法人	【私立学校法】 ○学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可（第31条第1項） ○寄附行為の変更の認可（第45条第1項） 【私立学校振興助成法】 ○同法の規定により助成を受ける学校法人に対する報告徴収等（第12条第1号） ○当該学校法人が学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合は是正命令（同条第2号） ○当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合の必要な変更をすべき旨の勧告（同条第3号）	○
医療法人	【医療法】 ○医療法人の設立の認可（第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項） ○定款又は寄附行為の変更の認可（第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される第50条第1項） ○医療法人に対する報告徴収及び立入検査（第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される第63条第1項） ○医療法人に対する措置命令（第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される第64条第1項）	○
社会福祉法人	【社会福祉法】 ○社会福祉法人の設立に係る定款の認可（第31条第1項） ○定款の変更の認可（第43条第2項において準用する第31条第1項） ○社会福祉法人に対する報告徴収及び検査（第56条第1項） ○社会福祉法人に対する措置命令（第56条第2項） ○助成がなされた社会福祉法人に対する報告徴収（第58条第2項第1号） ○当該社会福祉法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合の必要な変更をすべき旨の勧告（同条同項第2号） ○当該社会福祉法人に対する交付した補助金等の返還命令（同条第3項）	○
健康保険組合	【健康保険法】 ○健康保険組合の設立の認可（第12条第1項） ○規約の変更の認可（第16条第2項） ○健康保険組合に対する報告徴収等（第29条第1項において準用する第7条の38第1項） ○健康保険組合に対する措置命令（第29条第1項において準用する第7条の39第1項）	—
厚生年金基金	【厚生年金保険法】（注3） ○厚生年金基金の設立の認可（第111条第1項） ○規約の変更の認可（第115条第2項） ○厚生年金基金に対する報告徴収等（第178条第1項） ○厚生年金基金に対する措置命令（第179条第1項） ○厚生年金基金に対する規約の変更命令（同条第2項）	—
国民年金基金	【国民年金法】	—

	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金基金の設立の認可（第119条の3） ○規約の変更の認可（第120条第3項） ○国民年金基金に対する報告徴収等（第141条第1項） ○国民年金基金に対する措置命令（第142条第1項） ○国民年金基金に対する規約の変更命令（同条第2項） 	
企業年金基金	<p>【確定給付企業年金法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業年金基金の設立の認可（第3条第1項第2号） ○規約の変更の認可（第16条第1項） ○企業年金基金に対する報告徴収等（第101条第1項） ○企業年金基金に対する措置命令（第102条第1項） ○企業年金基金に対する規約の変更命令（第102条第2項） 	○
広域臨海環境整備センター	<p>【広域臨海環境整備センター法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域臨海環境整備センターの設立の認可（第10条） ○定款の変更の認可（第6条第2項） ○基本計画の作成又は変更の認可（第20条第3項） ○広域臨海環境整備センターに対する報告徴収及び立入検査（第33条第1項） ○広域臨海環境整備センターに対する監督命令（第34条） 	—

- (注) 1 「事務・権限」欄については、当該法人の設立や運営に対する所轄庁の一般的な関与・監督に係る規定を取り上げた。
- 2 「審査基準」欄の「○」は、当該法人の設立等の認可について、所轄庁は行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき審査基準を定めるものとされていることを示す。また、「—」は、当該法人の設立等の認可は行政手続法における「申請に対する処分」に係る規定が適用されない（同法第4条第2項第2号及び行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第1条）ことを示す。
- 3 厚生年金基金に係る厚生年金保険法の各規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の規定である。

ここで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人について、その歴史的変遷等を概観すると、制度創設が大正11年と最も古い健康保険組合にあっても、当初から「許可主義」（一定の組織を備えた上に主務官庁の許可を受けることによって成立するもの）あるいは「準則主義」（一定の組織を備えてこれを公示しただけで成立するもの）ではなく「認可主義」（一定の組織を備えれば必ず認可されて成立するもの）が採られていた。また、私立学校の経営を目的とする学校法人に関しても、私立学校の自主性と公共性の確保を目的として昭和24年に制定された私立学校法によって、一定の組織を備え、一定の財産を有すれば、所轄庁の認可によって成立することになり（ただし登記を要する。）、従前の制度（民法に基づく財団法人が経営）に比べ所轄庁の監督権限を制限するものとなった。ちなみに、社会福祉法人は、戦後の混乱期に既存の民間社会福祉事業を活用して戦争で傷付いた国民の救済を行うに当たり、日本国憲法第89条の規定に抵触せずに民間社会福祉事業に対して公的補助を行うために創

設されることになり、昭和 26 年の社会福祉事業法（現在の社会福祉法）制定に当たり学校法人をモデルにしたとされている（注2）。

（注2） 我妻榮「新訂民法總則（民法講義1）」（昭和 40 年岩波書店）、「健康保険組合論（医療政策と健康保険組合の役割）の構築に関する調査研究」（平成 22 年 5 月健康保険組合連合会）、北場勉「社会福祉法人の沿革と今後の展望—他の公益・共益法人とのあり方の関連で—」（平成 14 年 10 月財団法人鉄道弘済会「社会福祉研究」第 85 号）等を参照

前述のとおり、これら 8 類型の設立認可法人は、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係があることから、一般的な株式会社等の形態の民間法人以上に健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる。当該法人においてこのような運営が確立されるためには、当該法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、所轄庁による適切な指導監督を通じてその実現が図られることが重要なのは言うまでもないが、加えて当該法人の側でも、そのガバナンスやディスクロージャーの仕組みを有効に機能させることが重要になってくると考えられる。

そこで、まずこれら 8 類型の設立認可法人ごとに、当該法人に置かれる機関としての役員（理事及び監事）の定数や財務諸表等の備置き等について、表 3 のとおり整理した。

表 3 今回調査対象とした 8 類型の設立認可法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等

法人類型	役員（理事及び監事）		財務諸表等の備置き等
	定数	職務・権限	
学校法人	【理事】 5人以上 【監事】 2人以上 <small>（私立学校法第 35 条第 1 項）</small>	【理事】 ○理事長：学校法人を代表し、その業務を総理 ○理事長以外の理事：学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 ○理事会：学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督 ○議事の決定：理事会の議事は出席した理事の過半数で決する（可否同数の場合は議長（理事長）が決定） <small>（私立学校法第 36 条第 2 項及び第 6 項、第 37 条第 1 項及び第 2 項）</small> 【監事】	【備置き及び閲覧】 ○財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の各事務所への備置き及び利害関係人への閲覧 <small>（私立学校法第 47 条第 2 項）</small> → これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたりした学校法人の理事は 20 万円以下の過料に処せられる <small>（私立学校法第 66 条第 4 号）</small> 【所轄庁への届出】 ○貸借対照表、収支計算書、収支予算書等の所轄庁への届出（公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付） <small>（私立学校振興助成法第 14 条）</small>

		<p>○学校法人の業務又は財産の状況の監査、不正行為や重大な法令違反等を発見した場合の所轄庁又は理事会及び評議員会への報告、理事会での意見陳述等 (私立学校法第37条第3項)</p>	<p>第2項及び第3項 ※私立学校振興助成法に基づく補助金の交付を受ける学校法人が該当</p>
医療法人	<p>【理事】 3人以上 【監事】 1人以上 (医療法第46条の2第1項)</p>	<p>【理事】 ○理事長：医療法人を代表し、その業務を総理 ○業務の決定：医療法人の業務は理事の過半数で決する (医療法第46条の4第1項及び第3項) 【監事】 ○医療法人の業務又は財産の状況の監査、不正行為や重大な法令違反等を発見した場合の所轄庁又は社員総会若しくは評議員会への報告、理事に対する意見陳述等 (医療法第46条の4第7項)</p>	<p>【備置き及び閲覧】 ○事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書等の各事務所への備置き及び社員若しくは評議員又は債権者への閲覧 (医療法第51条の2第1項) → これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたり、正当な理由なく閲覧を拒んだりした医療法人の理事は20万円以下の過料に処せられる (医療法第76条第4号)</p> <p>【所轄庁への届出】 ○事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書等の所轄庁への届出 (医療法第52条第1項) → 当該届出をせず、又は虚偽の届出をした医療法人の理事は20万円以下の過料に処せられる (医療法第76条第3号)</p>
社会福祉法人	<p>【理事】 3人以上 【監事】 1人以上 (社会福祉法第36条第1項)</p>	<p>【理事】 ○理事の代表権：理事は、全て社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する ○業務の決定：社会福祉法人の業務は理事の過半数をもって決する (社会福祉法第38条、第39条) 【監事】 ○理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況の監査、不整の点を発見した場合の評議員会又は所轄庁への報告、理事に対する意見陳述等 (社会福祉法第40条)</p>	<p>【備置き及び閲覧】 ○事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらに関する監事の意見を記載した書面の各事務所への備置き及び利害関係人への閲覧 (社会福祉法第44条第4項) → これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたりした社会福祉法人の理事は20万円以下の過料に処せられる (社会福祉法第133条第4号)</p> <p>【所轄庁への届出】 ○事業の概要、主要な財産の所有状況等の所轄庁への届出（貸借対照表及び収支計算書を添付） (社会福祉法第59条第1項)</p>
健康保険組合	<p>【理事】 偶数 【監事】 2人 (健康保険法第21条第2項及び第4項)</p>	<p>【理事】 ○理事長：健康保険組合を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行 ○業務の決定：健康保険組合の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） (健康保険法第22条第1項、第2項及び第3項) 【監事】 ○健康保険組合の業務の執行及び財産</p>	<p>【備置き及び閲覧】 ○事業及び決算に関する報告書の主たる事務所への備置き及び組合員等への閲覧 (健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第24条第2項及び第3項)</p> <p>【所轄庁への届出】 ○事業及び決算に関する報告書の厚生労働大臣への提出 (健康保険法施行令第24条第1項)</p>

		<p>の状況の監査 <small>（健康保険法第22条第4項）</small></p>	
厚生年金基金	<p>【理事】 偶数 【監事】 2人 <small>（厚生年金保険法第119条第2項及び第4項）</small></p>	<p>【理事】 ○理事長：厚生年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する厚生年金基金の業務を執行 ○業務の決定：厚生年金基金の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） <small>（厚生年金保険法第120条第1項、第2項及び第3項）</small> 【監事】 ○厚生年金基金の業務の監査 ○理事長又は代議員会への意見提出 <small>（厚生年金保険法第120条第4項及び第5項）</small></p>	<p>【備置き及び閲覧】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の主たる事務所への備置き及び加入員等への閲覧 <small>（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条第2項及び第3項）</small> 【所轄庁への届出】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の厚生労働大臣への提出 <small>（厚生年金基金令第39条第1項）</small></p>
国民年金基金	<p>【理事】 一 （法令上の定めなし） 【監事】 2人 <small>（国民年金法第124条第5項）</small></p>	<p>【理事】 ○理事長：国民年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金の管理及び運用に関する国民年金基金の業務を執行 ○業務の決定：国民年金基金の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） <small>（国民年金法第125条第1項、第2項及び第3項）</small> 【監事】 ○国民年金基金の業務の監査 ○理事長又は代議員会への意見提出 <small>（国民年金法第125条第4項及び第5項）</small></p>	<p>【備置き及び閲覧】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の主たる事務所への備置き及び加入員等への閲覧 <small>（国民年金基金令（平成2年政令第304号）第28条第2項及び第3項）</small> 【所轄庁への届出】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の厚生労働大臣への提出 <small>（国民年金基金令第28条第1項）</small></p>
企業年金基金	<p>【理事】 偶数 【監事】 2人 <small>（確定給付企業年金法第21条第2項及び第4項）</small></p>	<p>【理事】 ○理事長：企業年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する企業年金基金の業務を執行 ○業務の決定：企業年金基金の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） <small>（確定給付企業年金法第22条第1項、第2項及び第3項）</small> 【監事】 ○企業年金基金の業務の監査 ○理事長又は代議員会への意見提出 <small>（確定給付企業年金法第22条第4項及び第5項）</small></p>	<p>【備置き及び閲覧】 ○確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の確定給付企業年金の実施事業所又は企業年金基金の主たる事務所への備置き及び加入者等への閲覧 <small>（確定給付企業年金法第100条第2項及び第3項）</small> 【所轄庁への届出】 ○確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の厚生労働大臣への提出 <small>（確定給付企業年金法第100条第1項）</small></p>
広域臨海環境整備センター	<p>一 （法令上の定めなし）</p>	<p>《役員》 ○理事長：広域臨海環境整備センターを代表し、その業務を総理 ○副理事長：広域臨海環境整備センターを代表し、理事長を補佐して同セ</p>	<p>【備置き及び閲覧】 一 （法令上の定めなし） 【所轄庁への届出】</p>

	<p>ンターの業務を掌理</p> <p>○理事：理事長及び副理事長を補佐して広域臨海環境整備センターの業務を掌理</p> <p>○監事：広域臨海環境整備センターの業務の監査、理事長、管理委員会又は主務大臣への意見提出 <small>（広域臨海環境整備センター法第 18 条第 1 項から第 5 項まで）</small></p>	<p>○貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の主務大臣等への提出（監事の意見書を添付） <small>（広域臨海環境整備センター法第 24 条第 1 項及び第 2 項）</small></p>
--	--	---

- (注) 1 医療法人の理事については、所轄庁の認可を受けた場合には 1 人又は 2 人の理事を置くことで足りるとされている（医療法第 46 条の 2 第 1 項ただし書）。
- 2 社会福祉法人の役員の定数について、厚生労働省の「社会福祉法人審査基準」及び「社会福祉法人定款基準則」では社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている（「3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し」参照）。
- 3 「業務の決定（議事の決定）」に関して、当該法人の業務は理事の過半数（理事会の議事は出席した理事の過半数）で決するのが原則であるが、定款や寄附行為、規約に別段の定めがある場合には、当該定めによることとされている。
- 4 厚生年金基金に係る厚生年金保険法の各規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の規定である。また、厚生年金基金令についても、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号）による廃止前の規定である。

2 調査の視点

「1 今回調査対象とした設立認可法人の概要」において述べたように、今回調査対象とした8類型の設立認可法人は、その業務の性格や財務面での国との関係性から、一般的な株式会社等の形態の民間法人以上に健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる。また、当該法人においてこのような運営が確立されるためには、当該法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、所轄庁による適切な指導監督のほか、当該法人におけるガバナンスやディスクロージャーの仕組みを有効に機能させることが重要である。

以上を踏まえ、この行政評価・監視においては、これら8類型の設立認可法人について、その運営の健全性、安定性及び透明性を確保する観点から行われる所轄庁による指導監督のうち、設立等の認可の審査や、組織及び業務の運営並びに財務に対する指導監督の実施状況等を調査し、当該法人に置かれる機関としての役員（理事及び監事）との関わりも視野に入れつつ、これら所轄庁による指導監督が適正かつ効果的に行われているか等を検証した。

より具体的な調査の視点は、以下のとおりである。

(1) 設立認可法人の設立の認可等に係る審査基準の設定状況等

設立認可法人に対する指導監督のうち、設立の認可や定款、寄附行為又は規約の変更の認可は、当該法人の存立にも関わる行政の基本的な関与である。また、これらの認可に係る審査基準や標準処理期間等が設定・公表され、所轄庁における審査が審査基準等に従って適正に行われることが、設立認可法人に係る行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で重要である。

そこで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人のうち、行政手続法における「申請に対する処分」に係る規定が適用されない健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金及び広域臨海環境整備センターの4類型の法人を除いた、学校法人、医療法人、社会福祉法人及び企業年金基金の4類型の法人に係る設立の認可及び定款、寄附行為又は規約の変更の認可について、

- ① 審査基準や標準処理期間等は設定・公表されているか、
- ② 審査基準等の内容は関係法令の定め等に照らし合理的なものとなっているか、
- ③ 所轄庁における審査は審査基準等に従って適正に行われているか、
- ④ 当該審査において、申請者にとって過度の負担となるような指導が行われていないか

等の視点から調査した（「3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し」参照）。

(2) 設立認可法人における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きの状況

設立認可法人において健全かつ安定的で透明性の高い運営が確立されるためには、その財務の状況に関する情報が適時かつ適切に開示されることが重要である。加えて、所轄庁において、設立認可法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、当該法人の財務に対する適切な指導監督が行われることもまた重要である。

そこで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人のうち、学校法人、医療法人及び社会福祉法人の3類型の法人（注）に係る財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きの状況について、

- ① 設立認可法人は、財務諸表等の各事務所への備置きを関係法令の定めに従って適時かつ適切に行っているか（理事は当該備置きに関し職務を適正に執行しているか）、
- ② 設立認可法人は、財務諸表等の所轄庁への届出を関係法令に基づき適正に行っているか、
- ③ 所轄庁は、設立認可法人から届出のあった財務諸表等を当該法人の財務に対する指導監督に活用しているか

等の視点から調査した（「4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底」参照）。

（注）学校法人、医療法人及び社会福祉法人については、その根拠法において、財務諸表等の備置きを怠った当該法人の理事は20万円以下の過料に処する旨の罰則が設けられている。このことを踏まえ、当

該法人に置かれる機関としての理事の重要性に鑑み、今回、特にこれら3種類の法人を対象として、財務諸表等の各事務所への備置き等の状況を調査したものである。

(3) 設立認可法人の監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況

今回調査対象とした8種類の設立認可法人に置かれる役員のうち、特に監事については、当該法人の運営の健全性、安定性及び透明性の確保を図る上で取り分け重要な存在である。すなわち、監事は、当該法人の根拠法の定めるところにより、当該法人の業務及び財産の状況の監査、理事等に対する意見陳述等の職務を通じて、当該法人におけるガバナンスの発揮に重要な役割を担っている。このようなことから、監事と所轄庁とがよく連携し、当該法人の運営に関する情報等を共有することは、まず双方の職務の遂行にとってそれぞれ有益であると思われる。加えて、このような連携を通じて、監事による監査と所轄庁による指導監督とのいわば「相乗効果」も期待できるものと考えられる。

このような問題意識に立って、今回、これら8種類の設立認可法人における監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況等について調査した(「5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化」参照)。

3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し

今回、行政手続法第5条第1項の規定に基づき審査基準を定めるものとされている学校法人、医療法人、社会福祉法人及び企業年金基金の4類型の法人に係る設立の認可及び定款、寄附行為又は規約の変更の認可について審査基準の設定状況等を調査した結果、いずれの所轄庁においても、審査基準が定められ、公にされていた。しかし、次のとおり、社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の定数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。

社会福祉法人の理事及び監事の定数は、社会福祉法第36条第1項において、それぞれ3人以上及び1人以上と定められている。

一方、厚生労働省が定めた「社会福祉法人審査基準」(注1)及び「社会福祉法人定款準則」(注2)では、理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上となっている。これについて、厚生労働省では、

- ① この定数は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項後段の規定に基づき社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置に係る国税庁長官の承認を受けるための要件に合わせてある、
 - ② また、この定数は、社会福祉法人のガバナンスを確保するためにも必要である
- としている。

今回、7地方厚生局及び15都道府県における社会福祉法人の設立の認可の審査状況について調査したところ、全ての地方厚生局及び都道府県において、理事の定数については6人以上、監事の定数については2人以上とすることを申請者に求めていた。しかし、所轄庁の担当者からは、役員の定数を充足するための新任役員の選任が困難、役員の理事会への出席を確保することや出席率の低い役員の扱いなどの課題の発生、役員数とガバナンスの効果との因果関係が不明であることなどを指摘する意見が聴かれた。

社会福祉法人の運営における理事及び監事の役割の重要性に鑑みれば、当該法人のガバナンスを確保するために必要と考える役員数の確保を指導することはある程度理解できる。その一方で、比較的規模の小さい社会福祉法人

に対し必要以上の負担を掛けるおそれもあり、また現に所轄庁の担当者からも上記のような意見が出されている。このような中で、社会福祉法第36条第1項で定める役員数の下限に上乘せする基準を社会福祉法人の設立の認可に当たり一律に適用することについて、「社会福祉法人のガバナンスの確保」をその理由に挙げるのみでは、その必要性や合理性に関する考え方の整理等が必ずしも十分になされているとはいえないと考えられる。

なお、学校法人についても同様の非課税措置が設けられ、かつ、私立学校法に定める定数を上回る数の理事を置くことが当該措置を受けるための要件となっているが、大臣所管法人の設立の認可に係る審査基準においては、私立学校法に定める定数を上回る数の理事を置くこととはしていない。

(注1)「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)の別紙1

(注2)上記連名通知の別紙2

【所見】

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

今回、学校法人、医療法人及び社会福祉法人の3種類の法人について、平成23年度における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きの状況を調査した結果、医療法人及び社会福祉法人に関し次のような状況がみられた。

(1) 医療法人

今回、6地方厚生(支)局に対し、所管する医療法人の中から10法人を任意に抽出するよう依頼し、抽出された合計60法人について平成23年度における財務諸表等の各地方厚生(支)局への届出の状況を当省で調査した結果、事業報告書に予算総会又は決算総会の開催日の記載のないものが7法人、財産目録と貸借対照表とで価額が一致していないものが1法人等みられた。ちなみに、1地方厚生(支)局のデータによれば、所管する599法人(平成24年度末現在)のうち、財務諸表等の届出のないものが37法人みられた。

また、医療法人の各事務所における財務諸表等の備置きについては、今回調査できた27法人中20法人で実施されていなかった。一方、厚生労働省本省及び地方厚生(支)局は、医療法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかった。

(2) 社会福祉法人

今回、6地方厚生局及び14都道府県に対し、所管する社会福祉法人の中から10法人を任意に抽出するよう依頼し、抽出された合計200法人(大臣所管法人60、知事所管法人140)について平成23年度における財務諸表等の所轄庁への届出の状況を当省で調査した結果、所轄庁への届出期限(毎会計年度終了後3月以内)を超過しているものが14法人(全て知事所管法人)、必要な書類が届け出られていないものが47法人(大臣所管法人24、知事所管法人23)、現況報告書に理事会の開催日の記載のないものが5法人(大臣所管法人1、知事所管法人4)みられた。ちなみに、6地方厚生

局及び14都道府県のデータによれば、これら所轄庁が所管する全3,378法人のうち、当該届出が行われていないものが17法人あった。

また、社会福祉法人の各事務所における財務諸表等の備置きについては、今回調査できた45法人中8法人で実施されておらず、備置きが実施されている法人の中にも、必要な書類の一部が備え置かれていないなどの状況が10法人でみられた。一方、3地方厚生局及び5都道府県では、社会福祉法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかった。

【所見】

したがって、厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出やディスクロージャーの徹底による健全かつ安定的で透明性の高い運営の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。
- ② 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。

5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

今回調査対象とした学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターの8類型の設立認可法人について、「2 調査の視点」で整理した問題意識に立って、監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況等について調査した。また、社会福祉法人について、厚生労働省は、法人運営の透明性の確保の観点から、当該法人の役員たる監事による監査に加えて、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を勧めている。このことを踏まえ、社会福祉法人に関しては、同様の問題意識の下、この外部監査の活用状況についても調査した。これらの調査の結果は、次のとおりである。

(1) 学校法人

ア 監事監査の実施状況

調査した31法人（大臣所管法人16、知事所管法人15）は、全て監事が監査を行っていた。ただし、1知事所管法人について、平成22年度から24年度までの3年間、監事が理事会に出席しておらず、また、監査報告書を理事会及び評議員会に提出していない事例がみられた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

(7) 文部科学省

文部科学省では、大臣所管法人に対して、認可した学部、学科等が完成年次（当該学部等に全学年の学生等が在籍することとなる年次）に達するまでの間、毎年度「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」を実施しており、実地調査を行う際には監事に同席を求め、当該法人に対する指導内容について認識の共有を図っている。

また、毎年度、大臣所管法人を対象に実施している「学校法人実態調査」（書面調査）において、監事監査の内容を調査表に記載させて確認を行っているほか、毎年度1回、監事の役割を理解してもらうため、大臣所管法人の監事、都道府県私学行政担当者等を対象に「学校

法人監事研修会」を開催している。

(イ) 都道府県

調査した 14 都道府県では、独自の検査実施要綱に基づく調査や、補助金の交付に関連した調査等を通じて、知事所管法人に対する指導監督を行っている。

また、当該 14 都道府県中 10 都道府県では、上記調査の際に監事監査の実施状況や監事の理事会への出席及び意見陳述の状況等の確認を行い、必要な指導を行っていたが、残りの 4 都道府県では、監事監査の実施状況等についての確認等を行っていなかった。

(2) 医療法人

ア 監事監査の実施状況

調査した 22 大臣所管法人は、全て監事が監査を行っていた。これら監事の監査報告書によると、全て当該法人の業務及び財産の状況について監査を行い、その結果、当該法人の業務に関する不正行為や法令又は定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められないと報告していた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

(7) 定款例における定時社員総会の開催回数に係る規定

厚生労働省は、社団たる医療法人の定時社員総会については、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましいとの考え方に立ち、定款例にその旨を示すとともに、設立の認可の申請時に当該法人に対し指導を行っている。

このため、調査した 22 大臣所管法人では、予算と決算の審議を別々に行うことを企図して、定時社員総会を毎年 2 回開催する旨を定款に定めている。しかし、これら 22 法人の平成 23 年度における定時社員総会の実際の開催状況をみると、5 月に 1 回開催したのみで、予算及び決算を同一の定時社員総会で審議していたものが 3 法人みられた。また、これら 3 法人のうち 2 法人については、平成 24 年度において

も同様に年1回の定時社員総会で予算及び決算を審議していた。

ちなみに、社団たる医療法人の定時社員総会の開催回数について、医療法第48条の3第2項においては、少なくとも毎年1回定時社員総会を開かなければならないと定められている。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の公益認定を受けた公益社団法人と比較してみると、内閣府公益認定等委員会が示している定款例の規定では、社員総会は定時社員総会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催するとされている。この「必要がある場合に開催する」社員総会については、同定款例では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上は臨時社員総会の位置付けになると解説されている。これらのことを踏まえると、そもそも厚生労働省の定款例の定め方にも疑念が生ずるところである。

(イ) 役職員以外への貸付け

医療法人は、医療法により、病院等の開設以外の業務を行うことが制限されている。この趣旨を踏まえ、厚生労働省は、医療法人がその役職員以外の者に貸付けを行うことは不適切としている。

このことから、調査した22大臣所管法人の中にも、地方厚生（支）局から、不適切な貸付けによる貸付金を速やかに回収すべきとの指導を受けたことがあるものが2法人みられた。

(ウ) 所轄庁の指導と監事監査

上記の各事例に関して、当該法人の監事の監査報告書には何の記載もみられなかった。すなわち、これら監事は、「当該法人の業務に関する不正行為や法令又は定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実」として指摘していない。

そのほかにも、地方厚生（支）局における平成15年度から24年度までの医療法人への立入検査等の結果をみたところ、4地方厚生（支）局において、上記の各事例以外にも、1年以上理事長が空席の状態であったり、役職員への福利厚生目的での貸付けに係る内部規定が未整備であったりしたことから、当該法人に対し改善を指導する事例がみ

られた。しかし、これらの指導において、地方厚生（支）局と監事との間では、相互に意思疎通を図るなどの特段の活動はみられない。

(3) 社会福祉法人

ア 監事監査の実施状況

調査した 52 法人（大臣所管法人 35、知事所管法人 17）は、全て監事が監査を行っていた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査の実施状況を調査したところ、特定の理事の理事会への欠席の常態化等について繰り返し改善を指導している事例がみられた。

また、社会福祉法人における定款の変更状況等について調査したところ、定款の変更が必要であるにもかかわらず、それを行わないまま新たな事業を実施していた事例が少なからずみられた。その中には、定款の変更が必要な事実の発生から 1 年以上変更認可の申請が行われなかった事例もみられた。

以上のような事例について、当該法人に対する所轄庁の指導において、所轄庁と監事との間では、相互に意思疎通を図るなどの特段の活動はみられない。

なお、監事監査事務自体の指導という点では、所轄庁は以下のような活動を行っている。

- i 調査した 7 地方厚生局では、自ら策定した指導監査要綱に基づき、所管法人に対する指導監査時に監事監査について指導を行っている。
- ii 調査した 15 都道府県全てが、自ら策定した指導監査要綱に基づき、所管法人に対する指導監査時に監事監査について指導を行っている。
このうち 8 都道府県では、監事監査に係る手引書や監査報告書の様式を所管法人に示している。また、3 都道府県では、監事を対象とした研修を行っている。

ウ 外部監査の活用状況

厚生労働省は、「社会福祉法人審査基準」において、財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であるとしている。また、外部監査の活用の頻度について、資産額等が一定額以上の法人（注1）については2年に1回程度、それ以外の法人についても5年に1回程度が望ましいとしている。

調査した52法人（大臣所管法人35、知事所管法人17）について、外部監査の活用状況をみたところ、活用実績のあるものは17法人であった。

また、活用実績のない法人の中には、役員に公認会計士又は税理士がいることを理由に外部監査を不要と考えていたり、そもそも厚生労働省の「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していなかったり、外部監査を受ける際の契約において監査の目的や範囲についてどのように定めるべきか分からないとするものがみられた。

（注1）資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人

(4) 健康保険組合

ア 監事監査の実施状況

調査した30法人は、全て監事が監査を行っていた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

地方厚生（支）局では、健康保険組合に対し計画的に実施している実地指導監査の際に監事の出席を求めて、監事監査の実施状況等について説明を聴取し、必要に応じて指導を行っている（注2）。

また、厚生労働省は、監事監査機能の強化が図られるよう、具体的な点検項目を示した「自己点検シート」を策定し、各法人に対して、監事等がこの「自己点検シート」を活用することを求めている。

以上のことから、健康保険組合に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。

（注2）平成25年度の実地指導監査については、「平成25年度における健康保険組合に対する実地指導

監査について」(平成 25 年 3 月 29 日付け保保発 0329 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき実施されている。

(5) 厚生年金基金

ア 監事監査の実施状況

調査した 28 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

厚生労働省は、厚生年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査(月例監査、四半期監査及び総合監査)を行うことを厚生年金基金に対し求めるとともに、監事監査における具体的な監査項目を示している。

また、地方厚生(支)局においては、厚生年金基金に対する実地監査を計画的に実施して、当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。平成 24 年度に地方厚生(支)局が行った 126 法人に対する実地監査では、39 法人で監事が実施すべき監査を監事以外の者が実施していたこと(注3)などから、監事の責任と監事以外の者による補助との関係の明確化などをこれら法人に対し指導している。

以上のことから、厚生年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。

(注3) 平成 12 年に学識経験監事の必置規制が廃止されて以降も学識経験者である顧問等が実務上監査を実施していた事例等である。

(6) 国民年金基金

ア 監事監査の実施状況

調査した 16 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

厚生労働省は、国民年金基金において監事監査規程を設け、監事はこ

れに基づいて適正かつ厳正に監査（月例監査、四半期監査及び総合監査）を行うことを国民年金基金に対し求めている（注4）。

また、地方厚生（支）局においては、国民年金基金に対する実地監査を計画的に実施して、当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。

以上のことから、国民年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。

（注4）「国民年金基金の事業運営について」（平成3年7月12日付け年発第4595号厚生省年金局長通知）の別紙「国民年金基金の事業運営基準」に基づくものである。

(7) 企業年金基金

ア 監事監査の実施状況

調査した26法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

厚生労働省は、企業年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査を行うことを企業年金基金に対し求めるとともに、監事監査における具体的な監査項目を示している。

また、地方厚生（支）局においては、企業年金基金に対する書面監査を計画的に実施し、実地監査については、書面監査を実施した企業年金基金の一部について必要に応じて実施することとしている（注5）。これらの監査で当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。

以上のことから、企業年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。

（注5）「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成22年11月1日付け年発1101第1号厚生労働省年金局長通知）の別紙「確定給付企業年金監査実施要綱」に基づくものである。

(8) 広域臨海環境整備センター

ア 監事監査の実施状況

大阪湾広域臨海環境整備センターでは、監事が監査を行っていた。また、監事は理事会にも出席していた。ただし、平成25年6月現在の2人の監事は、同センターに出資している府県の環境関係部門の局長の職にある者であるが、監査に際して、当該府県の職員を代理人として実地監査をさせていた。

イ 所轄庁の指導監督と監事との連携

所轄庁である国土交通省及び環境省は、具体的な監事の職務内容及び監査方法について大阪湾広域臨海環境整備センターを指導していなかった。また、同センターにおける監事監査の実態を把握していなかった。

なお、国土交通省及び環境省においては、当省の調査途上の平成25年11月に、大阪湾広域臨海環境整備センターの監事監査の適正性を確保するため、同センターに対し、監事の職務の明確化、専門性・独立性を高める観点からの選任要件の検討、監査体制の整備等を規定する監事監査規程の整備を求めるとともに、監事監査の実施状況の報告を要請するなどの具体的な方策に着手した。両省からの指導を踏まえ、大阪湾広域臨海環境整備センターは、平成26年3月に、監事の職務内容や監査補助人の設置等を定めた監事監査規程及び監事監査実施要領の整備を行った。

【所見】

- 1 したがって、文部科学省は、学校法人の監事監査機能の充実を図る観点から、所轄庁たる都道府県に対し、当該法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めることについて要請する必要がある。
- 2 また、厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人の監事との連携により、所轄庁の指導監督の効果を上げる観点から、次の措置を講ずる必要がある。
 - ① 所轄庁に対し、医療法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・要請すること。また、定款例における総会開催に係る規定のような指導の基準となるものについて、監事や所轄庁の担当者等の認識を踏まえ、必要な考え方の整理や見直しを行う

こと。

- ② 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。
- 3 さらに、厚生労働省は、社会福祉法人における外部監査の活用について今後も指導を行う場合には、外部監査の活用についての認識の共有を図る観点から、社会福祉法人に対し、所轄庁を通じて、「社会福祉法人審査基準」の周知と、これまでの活用実績を踏まえて、契約の際に定めるべき監査の目的や範囲など実際に外部監査を活用しようとする場合に必要な情報の提供を行う必要がある。